

明海大学別科規程

第1章 総則

(目的)

第1条 明海大学学則第71条に規定する明海大学別科(以下「別科」という。)は、明海大学(以下「本学」という。)または、他の日本の大学に入学を志望する外国人に対し、大学教育を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科の教育を行うことを目的とする。

(課程、入学定員及び修業年限)

第2条 別科に日本語研修課程を置き、入学定員は65名とする。

2 別科の修業年限は、1年とする。

3 前項の規定にかかわらず、特に希望する者については、審査のうえ、1年以内の延長を認めることがある。

第2章 組織

(教育職員)

第3条 別科の教育職員は、別科専任講師(以下「専任教員」という。)、学部専任教育職員の兼担(以下「兼任教員」という。)及びその他の教育職員とする。

(別科長及び教務主任)

第4条 別科に、別科長及び別科教務主任(以下「教務主任」という。)を置く。

2 別科長及び教務主任の職務については、別に定める。

(委員会)

第5条 別科に、別科運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、第3条第1項に規定する専任教員及び兼任教員で組織する。

2 委員会に委員長を置き、別科長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議

し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 前号に規定するもののほか、教育に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び別科長（以下「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

3 第1項第2号に規定する学長が定める事項は学長裁定で定める。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月17日

(4) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月14日まで

(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程等

（授業科目）

第11条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目履修の認定)

第12条 授業科目の単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目によっては、他の方法によることができる。

2 試験は、学期末及び学年末に行う。

3 授業の3分の2以上出席しなければ、その授業科目の試験を受けることができない。

4 病気その他、特別の事情により、試験を受験できなかった者には、追試験を行うことがある。

(履修授業科目の評価)

第13条 履修授業科目の評価は、A(100～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の4種としてA、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

第5章 修了

(修了の認定)

第14条 学長は、別科に1年以上在学し、30単位以上を修得した者には、委員会の意見を聴き修了を認定する。

2 学長は、修了と認定された者に、修了証書を授与する。

第6章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとし、修了の時期は学年の終わりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生を秋学期の始めに入学させ、春学期の終わりに修了させることができる。

(入学資格)

第16条 別科に入学できる者は、外国において、通常の課程による12年の学校教育を修了した者またはそれに準ずると認められた者とする。

(入学の出願)

第17条 別科への入学志願者は、所定の出願書類に入学検定料20,000円を添えて、学長に願

出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学出願者については、選考を行い、合格者を決定し、通知する。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 前条の規定により、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続き書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の費用（以下「学生納付金」という。）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続き書類を提出し、学生納付金を納付した者に入学を許可する。

(休学)

第20条 病気その他、やむを得ない事由により引き続き1カ月以上出席することのできない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。

3 休学期間は、修業年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学の事由が消滅したときは、学長の承認を受けて復学することができる。

(退学)

第22条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学の命令)

第23条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の事由がなくして出席が常でない者。
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者。
- (2) 第2条第2項および第3項に規定する修業年限を超えた者。
- (3) 第20条第2項に規定する休学期間を超えた者。
- (4) 死亡の届出があった者。

2 疾病その他の事由により、修了の見込みがないと認められる者は、除籍することがある。

第7章 学生納付金

(入学金)

第25条 入学金は、100,000円とする。

(授業料)

第26条 授業料は、500,000円とし、春学期及び秋学期の2期に分けて半額ずつ所定の期日までに納付しなければならない。

(既納の学生納付金)

第27条 納付された学生納付金は、原則として返付しない。

第8章 雑則

(学則の準用)

第28条 この規程に定めるもののほかは、本学学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

別 表

授業科目		単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
日 本 語 科 目	日本語Ⅰ（文法Ⅰ）	4		
	日本語Ⅱ（文法Ⅱ）	4		
	日本語Ⅲ（文字・語い）	4		
	日本語Ⅳ（読解）	4		
	日本語Ⅴ（聴解）	4		
	日本語Ⅵ（口頭表現）	4		
	日本語Ⅶ（文章表現）	4		
事 日 情 本	日本事情	2		
育 基 科 礎 目 教	英語		4	
	社会		4	
	数学		2	